

## 私学助成の充実を求める意見書

私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。

また、生徒一人当たりにかかる教育費が、公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう、次のとおり要望いたします。

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年12月10日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
岩手県知事 殿

## 米価下落及び新たな農政改革について適切な対応を求める意見書

平成26年産米は、概算金が60キロ当たり8,400円、前年に比べ2,800円も大幅に下落した。加えて、戸別所得補償も半減し、生産費を補うことができない状況である。

特にも、国の政策に呼応した農地集積に取り組んできた経営規模の大きな農業生産法人等の打撃は甚大である。

このため、農業を基幹産業とする本市においては、かつてない危機的状況であり、営農の継続的発展に黄信号がともる。

加えて、新たな農政改革が施行されたところであるが、現場においては、大きな農政改革について、懸命な取り組みを行っている。

今回の改革は、大部分が中山間地域にある本市の農村・農地の今後の命運を左右する重要な転換点であると考えている。

今回の改革について、現場において、その制度を様々な視点から検討してきた結果、現場に即した下記の事項について、適切な対応を求め、意見書を提出する。

### 記

- 1 農業が継続でき、再生産に意欲を持てるよう生産費に見合う対策を講じること。
- 2 政府は米の需給と価格安定に責任を持つ対策を明示すること。
- 3 備蓄米の買い入れを行い、過剰米対策を行うこと。
- 4 低コスト生産が可能となる飼料用米の生産対策を講じること。
- 5 農地中間管理事業における地域集積協力を非課税とすること。  
また、農業経営基盤準備金としての積み立てを可能とすること。
- 6 中山間地域は条件が不利益であり、遊休農地は、多面的機能支払交付金の対象とならない。全国一律の制度でなく、地域の創意工夫が活かせる制度へ改善を図ること。
- 7 多面的支払交付金は、用排水路などの土地改良施設の更新や補修に活用できるよう、事業継続期間中は積み立てを可能とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 10 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
農林水産大臣 殿

## 子ども・子育て支援新制度の財政措置を求める意見書

今、当市は、急激に進む少子化、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいる。

国においても、子ども・子育て支援新制度を創設し、2015年度から本格的に実施する計画となっている。

これを受けて、既に地域においては、認定こども園、待機児童の解消、職員給与の改善など、関係者に対しての説明会を開催し、その総合対策への準備中である。

他方、この新制度に必要な費用は、年間で1兆円となっている。

この制度を軌道に乗せるためには、政府が当初の計画どおりの十分な財源を確保することが前提条件である。

財源確保が不十分であれば、しわ寄せは地方自治体や弱者に大きく及び、格差を助長しかねない。

よって、国においては、子ども・子育て支援新制度の財政措置に責任をもって対応するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月10日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
内閣府特命担当大臣（少子化対策） 殿

## 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障する必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでも、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の本質であります。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。

### 記

- 1 少人数学級を引き続き推進すること。また、その具体的な学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること。

2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月10日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
文部科学大臣 殿

## 公民館の市民センター移行に関する付帯決議

平成 27 年度に市内 31 公民館を市民センターとし、さらに、このセンターを将来においては、地域協働体の指定管理とする予定である。

このことは、市民の一番身近にある公民館の大きな転換であり、その趣旨や内容を市民に適正に理解頂かないと、大きな混乱が生じる可能性がある。

よって、下記事項に留意のうえ、適正な執行を求め決議する。

### 記

- 1 センター化の説明を丁寧に行い、市民の理解を得ること。  
このため、具体的な疑問点に呼応した資料等を作成するなど、市広報に特集を設け、広く周知を図ること。
- 2 地域協働体の設立及び育成については、合併以前の地域毎の熟度に差異がある。  
従って、画一的に対応せず、地域特性に応じ、計画年次内の設立に向けた支援を講じること。  
また、指定管理に移行する時期は、現在の公民館事業を通じて、地域協働体の十分なトレーニング期間を設け、移行が確実にできることを確認したうえで、実施すること。
- 3 指定管理に移行する場合、地域協働体の所要の人員費は、センターの果たすべき機能に見合い、かつ、意欲の持てる待遇を図ること。  
また、各種事業を実施するための所要経費を措置すること。
- 4 広範な地域の場合、1 公民館に複数の地域協働体が設立することが想定される。これに見合った市民センター（活動拠点）の確保及び人口規模等に応じた財政措置を含めた支援策を講じること。
- 5 協働のまちづくりを推進するため、所要の条例制定を検討すること。

平成 26 年 12 月 10 日

一 関 市 議 会